

**改正**

平成一九年 四月 一日規則第三六号

平成二一年 九月 一日規則第五四号

平成三一年 三月一八日規則第 六号

令和 元年 七月 四日規則第三二号

令和 三年 三月二二日規則第二〇号

健康増進法施行細則をここに公布する。

健康増進法施行細則

(趣旨)

**第一条** 健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。）の施行に関しては、健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(国民健康・栄養調査世帯の指定の通知書)

**第二条** 省令第二条第二項の規定による調査世帯の指定の通知は、別記様式第一号により行うものとする。

(特定給食施設の事業の届出)

**第三条** 法第二十条第一項の規定による特定給食施設の事業の開始の届出は、別記様式第二号により行うものとする。その事業を休止した後、再開したときも、同様とする。

2 法第二十条第二項の規定による変更の届出は別記様式第三号により、事業の休止又は廃止の届出は別記様式第四号により行うものとする。

(管理栄養士必置施設の指定等)

**第四条** 法第二十一条第一項の規定による指定の通知は、別記様式第五号により行うものとする。

2 知事は、法第二十一条第一項の規定により指定した施設が省令第七条に定める基準に該当しなくなった場合は、その指定を取り消し、当該特定給食施設の設置者に対し、別記様式第六号により、その旨を通知するものとする。

(栄養管理状況報告)

**第五条** 特定給食施設の管理者は、その実施した給食について、毎年五月の栄養管理状況を別記様式第七号により、翌月二十日までに知事に提出するものとする。

(書類の提出方法)

**第六条** 法又はこの規則によって知事に提出する書類は、施設の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(栄養改善法施行細則の廃止)

2 栄養改善法施行細則（昭和二十八年広島県規則第百九号）は、廃止する。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

3 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二十号中「栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）」を「健康増進法（平成十四年法律第百三号）」に改め、同号（一）を次のように改める。

(一) 第二十二条の規定による指導及び助言

第八条第二十号（二）中「第十三条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同号（二）を同号（三）とし、同号（一）の次に次のように加える。

(二) 第二十四条第一項の規定による報告の要求、立入検査及び質問

第八条第二十一号中「栄養改善法施行細則（昭和二十八年広島県規則第百九号）」を「健康増進法施行細則（平成十五年広島県規則第七十号）」に改め、同号（一）中「第四条」を「第三条」に改め、同号（二）中「栄養管理状況等」を「栄養管理状況」に改める。

**附 則**（平成一九年四月一日規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二一年九月一日規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成三一年三月一八日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年七月四日規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和三年三月二二日規則第二〇号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の栄養士法施行細則、調理師法施行細則及び健康増進法施行細則に規定する様式で行われている申請その他の手続は、改正後の栄養士法施行細則、調理師法施行細則及び健康増進法施行細則に規定する様式で行われている申請その他の手続とみなす。